

大垣市税条例等の一部改正について

「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、令和3年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例等を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 住宅借入金等特別税額控除の特例

【附則第32条第2項】

次の表に該当する居住用家屋の取得等で、令和3年1月1日から令和4年12月31日の間に入居した場合は、控除期間を13年間とするもの。

区分		契約期間
(1)	新築	令和2年10月1日～令和3年9月30日
(2)	建売・中古・増改築等	令和2年12月1日～令和3年11月30日

(2) 固定資産税・都市計画税関係

① 土地に係る負担調整措置の継続

【附則第10条、附則第11条、附則第14条、附則第15条】

宅地等及び農地について、令和3年度から令和5年度までの間、平成30年度から令和2年度まで実施した現行の負担調整措置の仕組みを継続する。また、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地は、前年度の課税標準額に据え置くもの。

② 令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例

【附則第9条の2】

令和4年度及び令和5年度において、地価の下落による、評価額の修正を行うことのできる特例措置を継続するもの。

(3) 軽自動車税関係

① 環境性能割の税率区分の見直し

【第65条の5】

軽減対象車の割合を現行と同水準とし、新たな2030年度燃費基準の下で税率区分を見直すもの。

② 環境性能割の臨時的軽減の延長

【附則第18条の2】

自家用乗用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするもの。

③ グリーン化特例（軽課）の見直し

【附則第19条第6、7、8項】

営業用乗用車及び軽貨物自動車の種別割について、グリーン化特例（軽課）の重点化及び基準の切り替えを行った上で、2年間延長するもの。

・ 営業用乗用車

現 行	
取得期間	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
軽課年度	令和2, 3年度
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2020年度基準 +30%達成	50%軽減
2020年度基準 +10%達成	25%軽減



改正案	
取得期間	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
軽課年度	令和4, 5年度
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2030年度基準 90%達成	50%軽減
2030年度基準 70%達成	25%軽減

・ 軽貨物自動車

現 行	
取得期間	H31. 4. 1～ R3. 3. 31
軽課年度	令和2, 3年度
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減
2015年度基準 +35%達成	50%軽減
2015年度基準 +15%達成	25%軽減



改正案	
取得期間	R3. 4. 1～ R5. 3. 31
軽課年度	令和4, 5年度
電気自動車 天然ガス自動車	75%軽減

(4) その他

地方税法等及び市税条例の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

令和3年4月1日